

社会福祉法人安八町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安八町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めたものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、会長、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 会長には、報酬を支給する。また、職務のため出勤した場合、評議員会、理事会及びその他の会議への出席、監事監査の実施など（以下「会議等」という。）の場合は、日額2,000円の費用弁償を支給することができるものとする。

(2) 会長以外の役員等には、報酬を支給しないこととし、会議等の場合は、日額2,000円の費用弁償を支給することができるものとする。但し、本会職員が役員等に選任されている場合は支給しない。

(会長の報酬等)

第4条 会長に対する報酬の額は、年間200,000円とする。

2 会長が職務のため出張したときは、費用弁償を行うことができるものとする。費用弁償は、本会の旅費規程の規定に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬は、前期分は9月30日までに、後期分は3月31日までに100,000円を支給する。また、役員等の費用弁償は発生した月の翌月末までに支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 年度途中において、辞職、死亡又は解任によりその職を離れた場合、又は新たにその職に就任した場合の支給額については、同条第1項の規定にある報酬額の月割により計算し支給する。なお、月割において100円未満は切り捨てるものとする。

5 前項の規定において、辞職、死亡又は解任の場合はその職を離れた日を、新たにその職に就任した場合はその日を、それぞれ当該日とする。

6 第4項の月割計算は、当該日が15日以下のときはこれを切り捨て、16日以上1ヶ月未満の場合には1ヶ月に切り上げるものとする。ただし、当該日が2月

の場合は、当該日が14日以下のときはこれを切り捨て、15日以上1ヶ月未満の場合には1ヶ月に切り上げるものとする。

7 6月に開催する定時評議員会の終結日の任期満了日をもって退任の場合、前期分の支給額は50,000円とする。その退任後、新たに就任した会長の支給額も同額とする。

8 死亡により退任した者の報酬にあつては、その遺族に支給する。

9 第4項から第8項までの支給期限については、第1項の規定に準ずる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 役員報酬に関する規程(平成27年4月1日制定)は、廃止する。

3 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

4 この規程は、令和5年6月21日から施行する。